

議案第50号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

マイナ保険証を利用した受給資格の確認が可能になることに伴い、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、当該確認の際に受給者であることの確認を受けた者は、受給者証の提示を要しない。

附 則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。